

北広島市ひとり親家庭等医療費助成制度について



■対象となる方

ひとり親家庭（母子・父子家庭）及び両親のいない家庭の18歳未満【18歳になる年度の末日（3月31日）】の子どもと18歳未満の子どもを監護または扶養しているひとり親家庭の母または父が対象です。

また、母または父が重度の障がい者の場合にも対象となる場合があります。

※18歳以上の特例 ～ ひとり親家庭の母または父が、18歳以上の子どもを扶養している場合には、20歳に達した日の属する月の末日まで助成対象となります。

■医療費助成の対象範囲

対象者	助成内容
子ども	通院・入院及び指定訪問看護
母または父	入院・指定訪問看護

注意 保育園や学校内でのケガ等により「日本スポーツ振興センター」から医療費が助成される場合は、ひとり親家庭等医療の助成対象外となりますので、受給者証を使用することができません。

■自己負担額

1.受給者証に（親初）と表示されている場合

「小学校就学前児童」と「市民税 非課税世帯に属する」方

初診で受診した場合の初診時一部負担金

医科・・・580円 歯科・・・510円 柔道整復等・・・270円

なお、期間内に就学する子で、課税世帯の場合は親課の表示ですが、3月までは初診時一部負担金のみです。

★「小学校就学前児童」が北広島市内で受診した場合に限り、無料です。

2.受給者証に（親課）と表示されている場合

小学生以上で市民税 課税世帯に属する方

総医療費の1割

月限度額：通院（平成30年7月診療分まで）14,000円

（平成30年8月診療分から）18,000円

※8月～翌年7月の年間限度額 144,000円（年間限度額は変わりません）

入院 57,600円 ※多数回該当 44,400円

3.受給者証の表示（親初）（親課）共通

指定訪問看護を受けた場合

訪問看護療養費の1割（月の限度額：非課税世帯 8,000円、課税世帯 18,000円）

課税世帯の方の限度額は、医療費と訪問看護利用料を合算します。

- ◎ 医療保険の適用を受けないもの（予防接種・健康診断料・容器代・入院時の食事代・病衣代など）は全額自己負担となります。
- ◎ 受給者証は道内の医療機関で使用できます。医療機関窓口で受給者証の提示ができなかった場合や、道外の医療機関では使用できませんので、一旦、総医療費の2割（未就学児）または3割（小学生以上）を支払い、後日、領収書（保険点数が記載されているもの）・印鑑・受給者証・保護者名義の預金通帳を持参の上、助成申請を行っていただきます。
その場合、端数処理の関係で実際の窓口支払額と10円未満の違いが発生する場合があります。

■ 1か月の自己負担が限度額を超えた場合（親課の方）

同じ受給者が同じ月内に、医療機関で支払った自己負担額（1割）が限度額※を超えた場合、超えた分が申請により支給されます。なお、限度額は、医療費と訪問看護利用料を合算します。

限度額※ 入院：1か月 57,600円

（過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から44,400円）

通院：1か月 平成30年7月診療分まで14,000円、平成30年8月診療分から18,000円
（8月から翌年7月までの年間限度額144,000円）

■ 認定の申請に必要なもの

- ①戸籍謄本（全部事項証明）、児童扶養手当証書（北広島市発行のものに限る）又は遺族年金証書など、ひとり親家庭等であることを証明できる書類
- ②健康保険証（親・子ども）
- ③生計維持者の所得課税証明書、道民税市民税特別徴収税額通知書、道民税市民税の納税通知書のいずれか（北広島市に1月1日現在、住民登録がない場合に必要です）

なお、1月～7月の申請の場合は、前年度の所得課税証明書等が必要となります。

※18歳以上の特例に該当する場合は、客観的に扶養の状況を判断できる次のいずれかの書類などが必要です。

○在学証明書 ○国民健康保険を除く健康保険証 ○税法上の扶養を確認できるもの

■ 所得制限

生計維持者の所得が下表の額以上の場合、受給資格の対象となりません。

扶養親族人数	0人	1人	2人	3人
所得額	2,360,000円	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円
給与収入額の目安	3,725,000円	4,200,000円	4,675,000円	5,150,000円

（扶養親族1人につき所得38万円が加算されます。）

※お子さんの父（母）から養育費を受け取っている場合、その8割相当額が所得に加算されます。

■ お願い

住所や口座、加入している健康保険などが変更となった場合には、忘れずに変更の届け出を行ってください。また、転出及び婚姻するなど、資格を喪失する方は届け出と受給者証の返還をお願いします。

高額療養費について（お願い）

保険診療にかかる1か月の自己負担額が高額療養費の限度額を超えたとき、加入している医療保険から給付を受ける場合があります。ひとり親家庭等医療受給者の場合には、高額療養費を含む自己負担額を北広島市が医療機関に支払っています。直接、医療保険から受給者の皆さんに支給された場合には、高額療養費を市へ納めていただくことになります。

- 事前に高額療養費の『**限度額適用認定証**』の発行を！
このような手続きを不要にするため、医療保険から『**限度額適用認定証**』の交付を受けていただき医療機関に提出すると、原則、返金等の手続きは不要となります。

重度心身障がい者等通院 交通費助成のお知らせ

お子さまが、特定疾病療養受療証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病受給者証、ウイルス性肝炎進行防止・橋本病重症患者対策医療受給者証、障害者自立支援法に該当する医療受給者証をお持ちの場合は、通院交通費助成制度があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 北広島市保健福祉部保険年金課医療給付担当（Tel.372-3311）

（平成30年8月改訂）

